

南魚沼市
子ども・子育て支援事業計画
〈素案〉

平成27年2月
南魚沼市

— 目次 —

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2

第2章 南魚沼市の現状

1. 人口および世帯の動向	3
(1) 人口・世帯数	3
(2) 年齢3区分別人口	4
(3) 年齢別・性別人口構成	4
2. 出生の動向	5
(1) 出生数	5
(2) 合計特殊出生率	5
3. ニーズ調査の結果から見られる現状	6
(1) 保護者の就労状況	6
(2) 保護者の就労時間	6
(3) 子どもの年齢と母親の就労状況	7
(4) 子どもの年齢と家庭分類の状況	7
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	8
(6) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業	8
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方	9
(8) 育児休業の取得状況	10

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	11
2. 計画の方向性	11
3. 子ども・子育て支援の意義	11
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	11
(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	12
(3) 子どもの育ちに関する理念	12
(4) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	12
(5) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割	12

第4章 子ども・子育て支援事業の実施

1. ニーズ調査の実施から事業計画の策定の流れ	13
2. 教育・保育の提供区域の設定について	14
(1)「教育・保育の提供区域」とは	14
(2) 南魚沼市の教育・保育の提供区域の設定	14
3. 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」について	14
(1) 教育・保育給付を受けるための認定	14
(2) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」	15
4. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 及び「確保の方策」について	17
(1) 放課後児童健全育成(学童保育)事業	17
(2) 時間外保育(延長保育)事業	17
(3) 子育て短期支援(ショートステイ)事業	17
(4) 地域子育て支援拠点事業	17
(5) 一時預かり事業	18
①幼稚園等における一時預かり(預かり事業)	18
②保育園等の一時的預かり	18
(6) 病児・病後児保育事業	18
(7) ファミリーサポートセンター事業	18
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の 推進に関する体制の確保の内容について	19

第5章 「放課後子ども総合プラン」に基づく計画

1. 放課後児童クラブ(学童クラブ)	20
2. 放課後子供教室	21

第6章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進に関する事項

1. 母子保健サービスの充実	22
2. 子育て支援機会の充実	23
3. 安心して妊娠・出産ができるための支援	23
4. 母子医療体制の充実	24
5. 疾病予防	24
6. 新しい世代の育成	25
7. 児童虐待防止対策の充実	25
8. 障がい児施策の充実	26

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月及び平成22年3月にそれぞれ前期と後期の「南魚沼市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に関する様々な取組みを通して子どもを産み育てやすい環境を整備してきました。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いています。

このような問題に対応するため、幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、この法律に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることとなりました。また、「子ども・子育て支援法」内では、都道府県及び市区町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

本市においても、子ども人口が減少を続けるなかで、「南魚沼市次世代育成支援行動計画」により取り組んできた子ども・子育て支援を一層推進するとともに、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成対策推進法第8条1項に基づく市町村行動計画として位置付ける計画です。

3. 計画の期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が施行される平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
南魚沼市次世代育成支援行動計画 (後期計画)									
				策定作業	南魚沼市子ども・子育て支援計画				

第2章 南魚沼市の現状

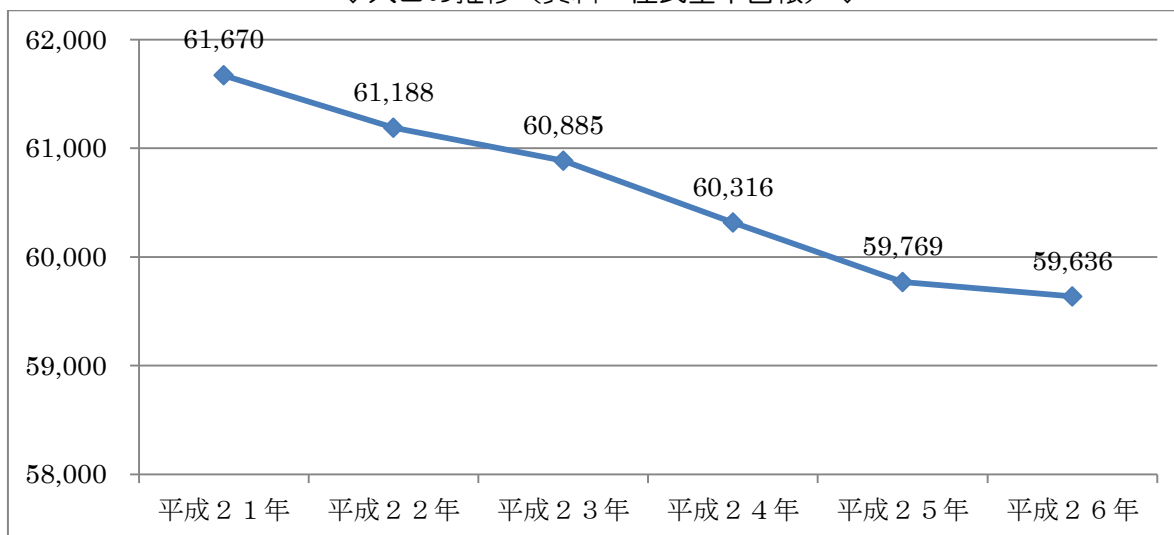
1. 人口および世帯の動向

(1) 人口・世帯数

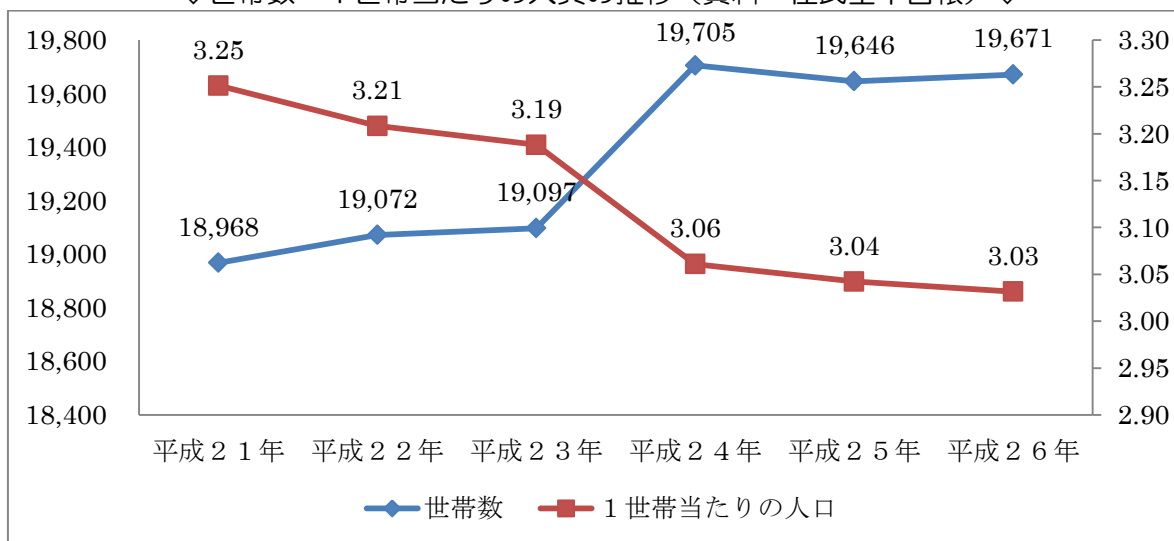
平成26年12月末現在の本市の総人口は、59,636人で、平成21年度と比較すると2,034人減少となっており、年々減少傾向にあります。

世帯数は19,671世帯で、平成21年度と比較すると703世帯の増加となっています。逆に世帯人員については3.03人となっており、0.22人減少しています。

◇人口の推移（資料：住民基本台帳）◇



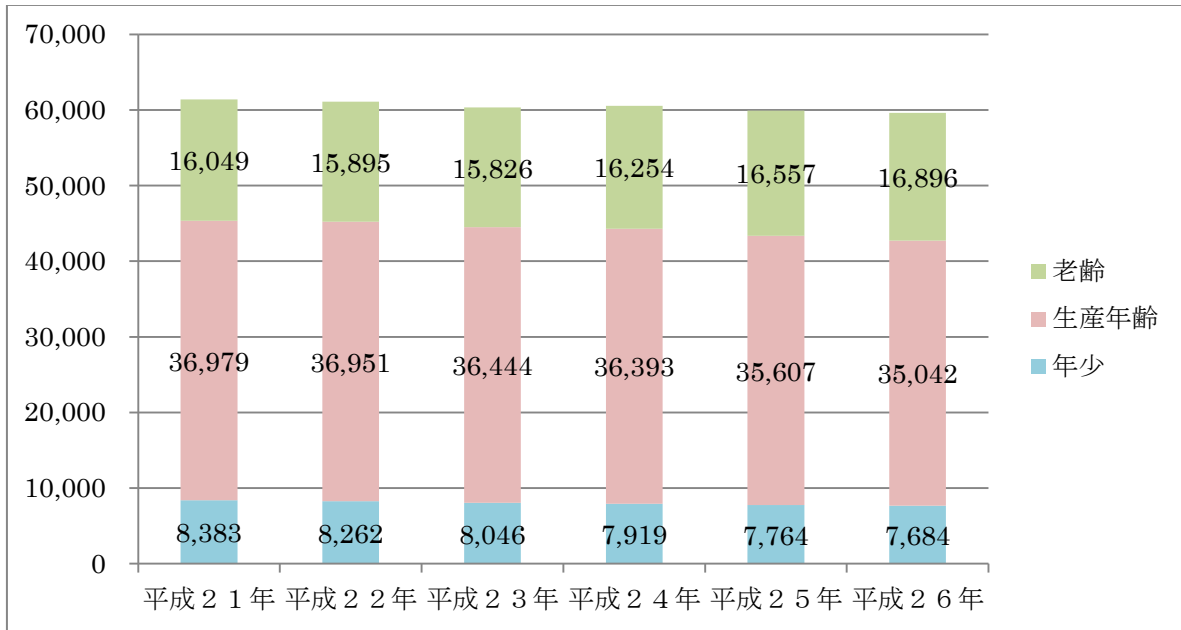
◇世帯数・1世帯当たりの人員の推移（資料：住民基本台帳）◇



(2) 年齢3区分別人口

年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向となっています。

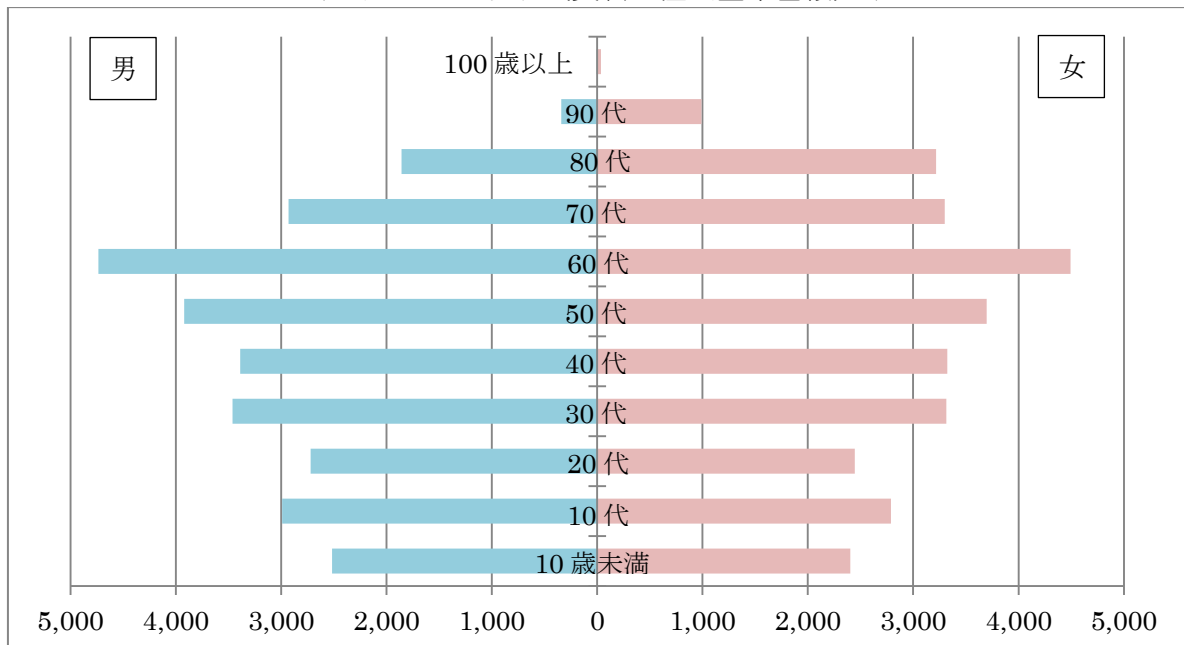
◇年齢3区分別人口の推移（資料：国勢調査 年齢不詳は除く）◇



(3) 年齢別・性別人口構成

平成26年12月末における年齢別構成を見ると、60歳代が最も多く、全体の15.7%を占め、次いで50歳代が12.9%、そして30歳代、40歳代、70歳代の順になっています。

◇人口ピラミッド（資料：住民基本台帳）◇

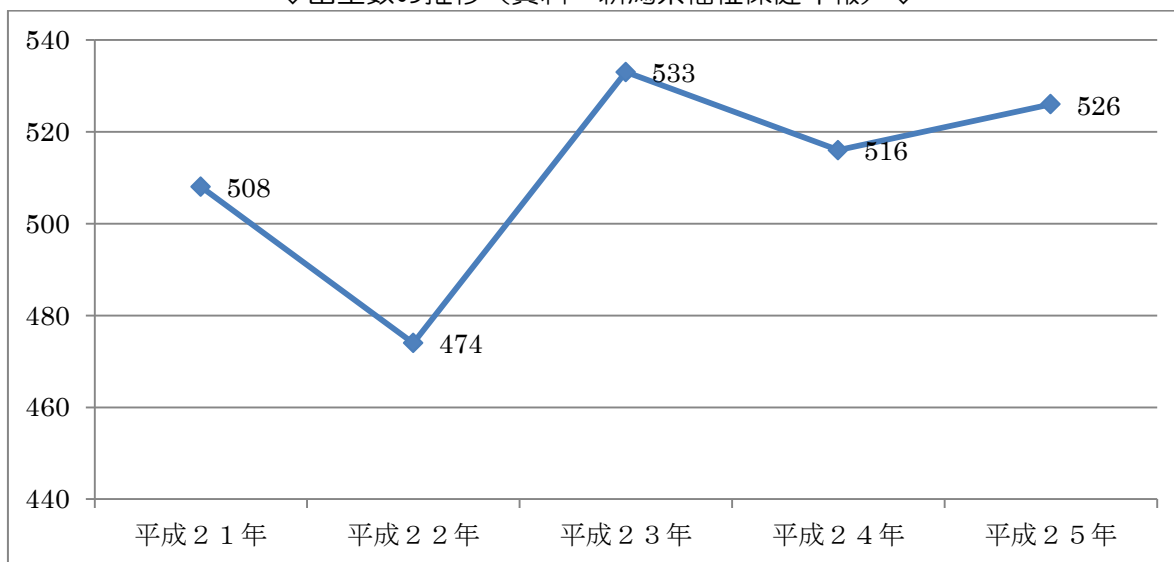


2. 出生の動向

(1) 出生数

平成25年の出生数は526人で、平成21年度と比較すると18人増加しており、徐々に増加傾向となっています。

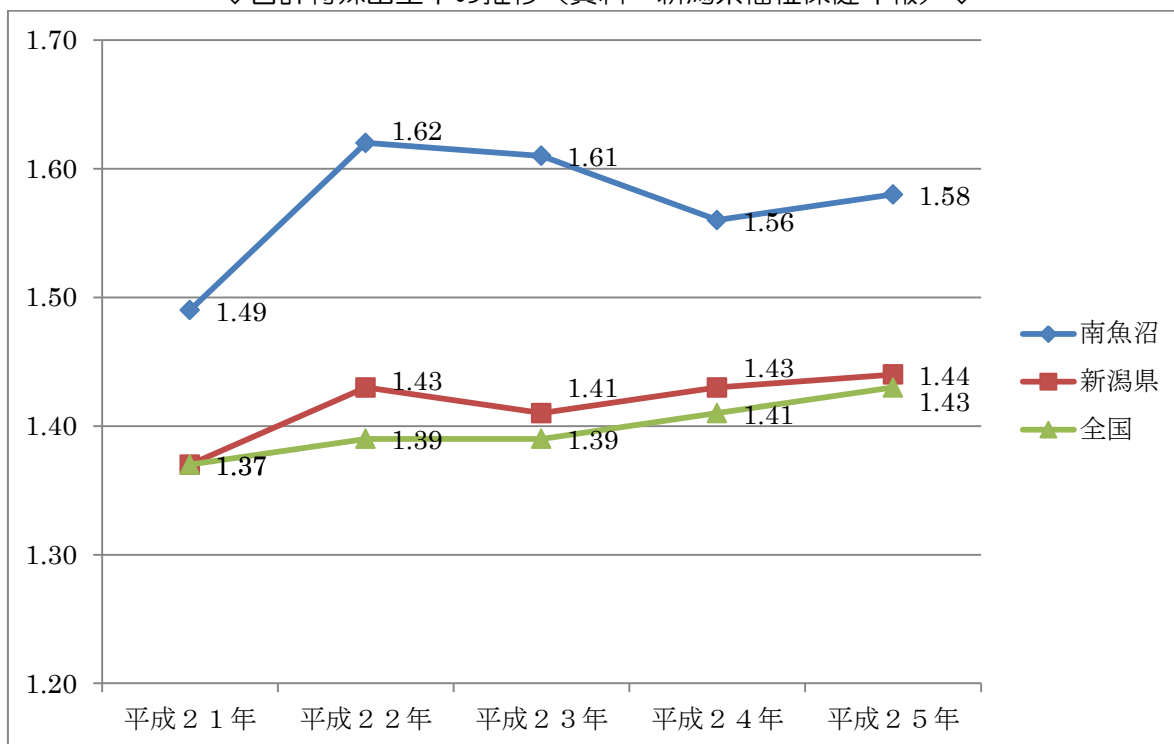
◇出生数の推移（資料：新潟県福祉保健年報）◇



(2) 合計特殊出生率

平成25年の本市の合計特殊出生率は、1.58となっています。全国平均1.43、新潟県平均1.44に比べると若干ながら高い数値となっています。

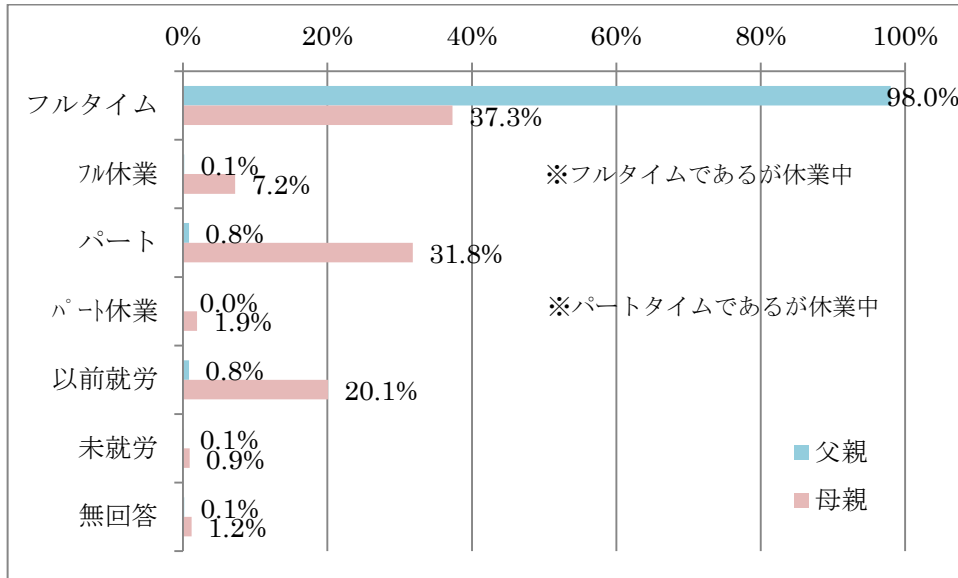
◇合計特殊出生率の推移（資料：新潟県福祉保健年報）◇



3. ニーズ調査の結果から見られる現状

(1) 保護者の就労状況

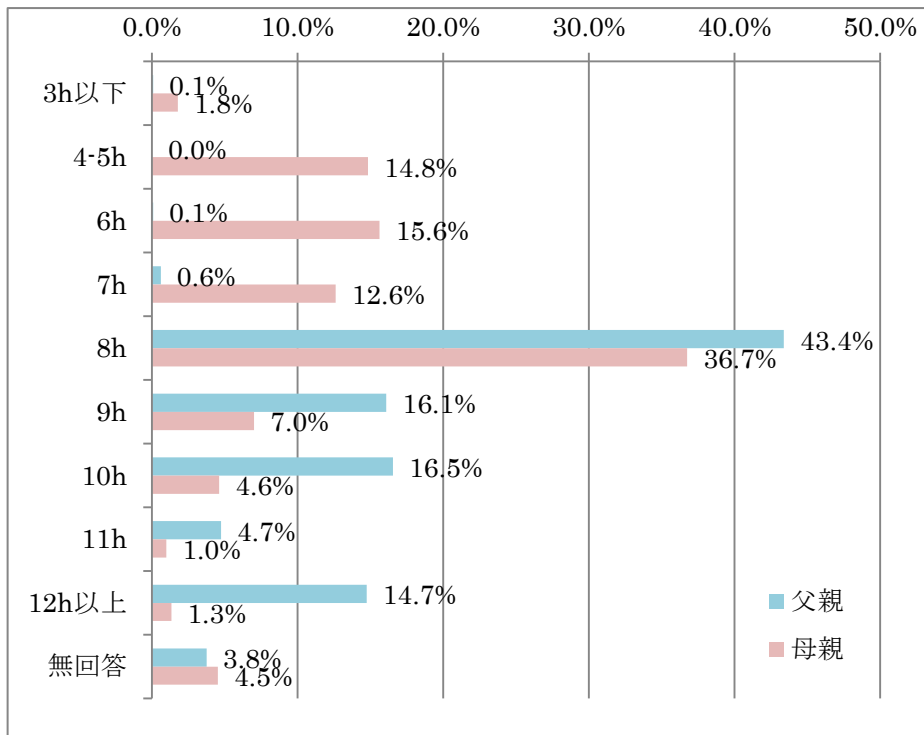
父親はほぼフルタイム就労、母親はフルタイムとパートが共にほぼ 1/3 となっています。



(2) 保護者の就労時間

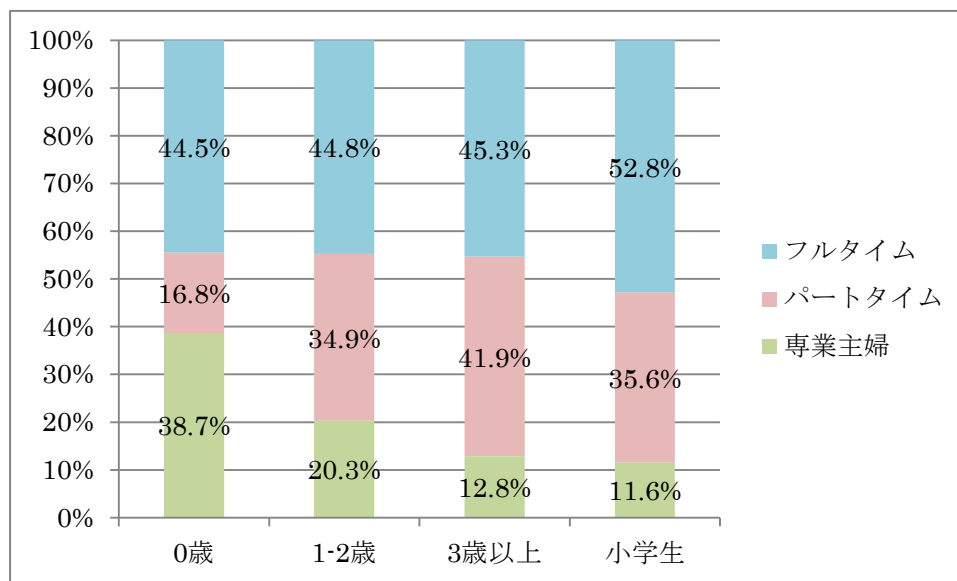
父親は、8時間が約4割以上と最多で、9、10時間が続き、11時間以上労働している人が2割程度います。

母親は、8時間勤務が一番多くて4割近いが、6時間以下の短時間勤務が3割となっています。



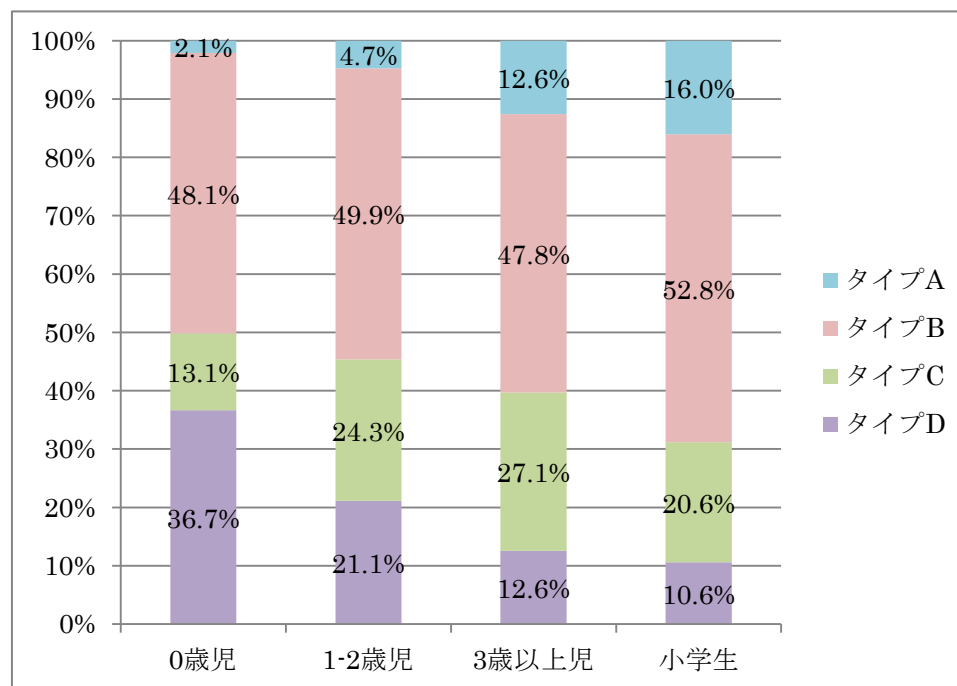
(3) 子どもの年齢と母親の就労状況

子どもの年齢が上がるに従い、母親の就労が増えていく傾向となっています。



(4) 子どもの年齢と家庭分類の状況

現在の状況を基に将来の就労希望等の状況を加味し分類した家庭分類の結果ですが、父親がほぼフルタイムであるため、子どもの年齢が上がるに従い、母親の就労が増えていく傾向となっています。また、ひとり親家庭も増加傾向となっています。

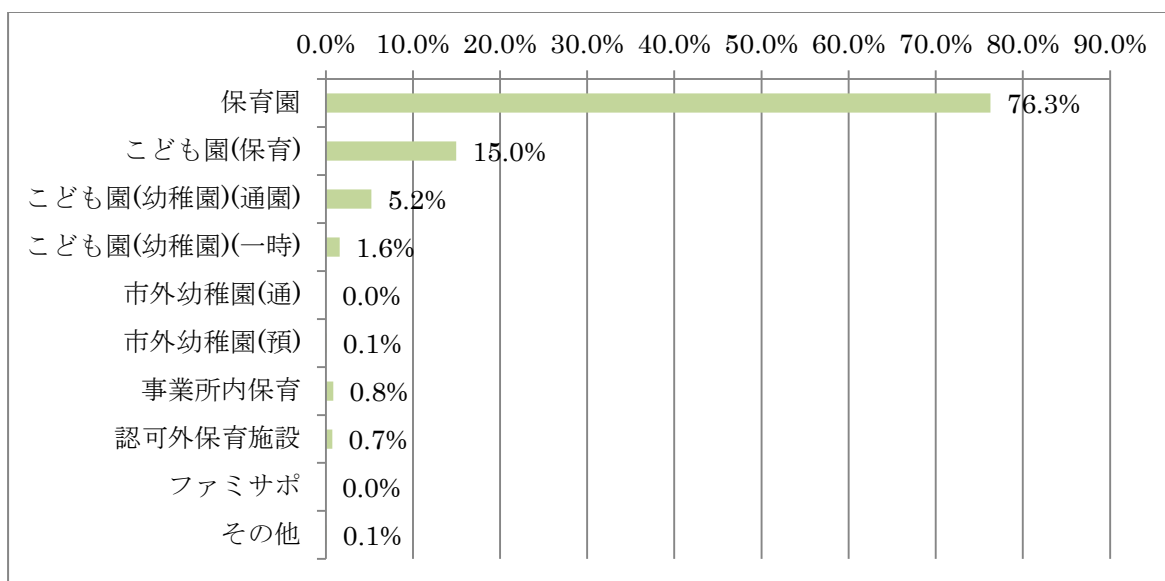


[家庭類型の分類]

- タイプA：ひとり親家庭
- タイプB：フルタイム×フルタイム
- タイプC：フルタイム×パートタイム
- タイプD：専業主婦（夫）

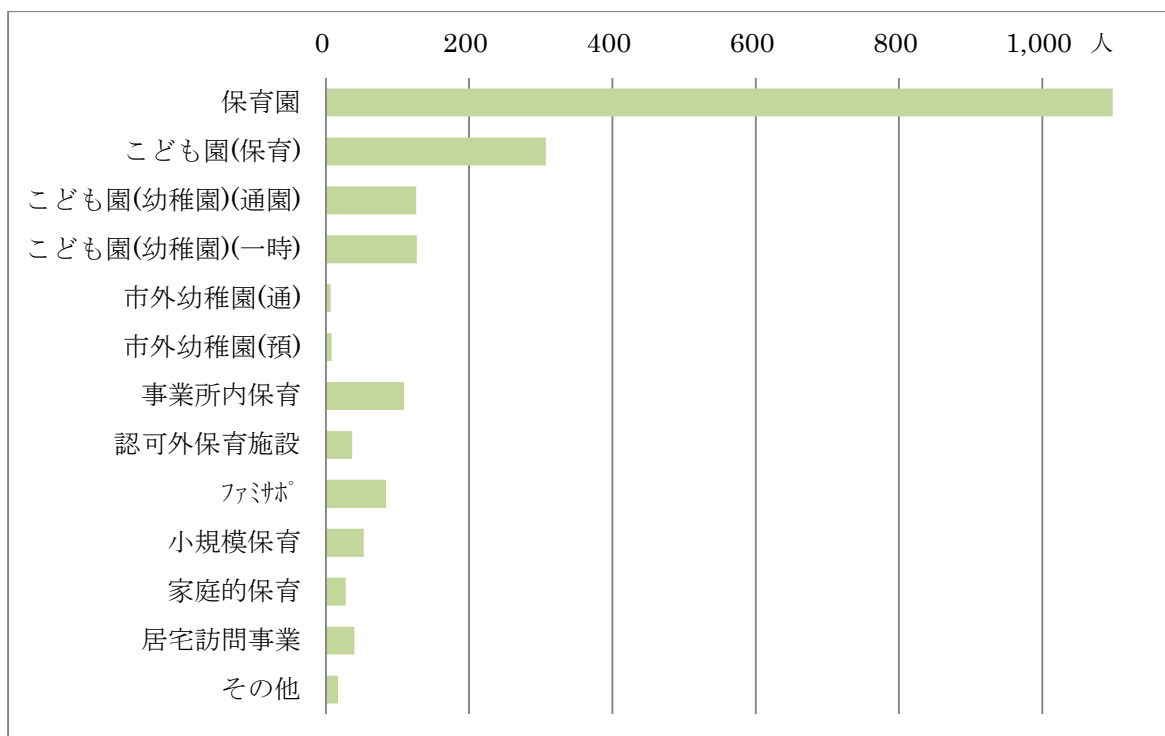
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

保育園や幼稚園などを定期的に利用している人の割合は96.5%となっています。その内訳は、保育園が76%と高く、次に認定こども園の保育園部が15%、認定こども園の幼稚園部が5%となっています。



(6) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

現在利用している、していないにかかわらず平日に定期的に利用したい事業の希望（重複回答有）は、保育園が最も高く、次いで認定こども園の保育園部、認定こども園の幼稚園部となっており、現在の利用状況とほぼ同じ結果となりました。

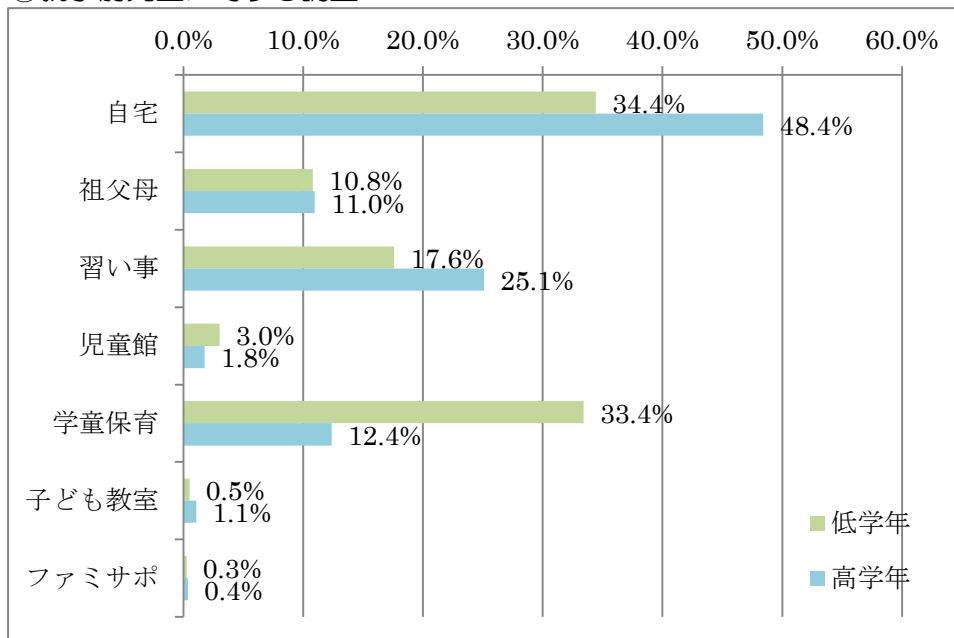


(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方

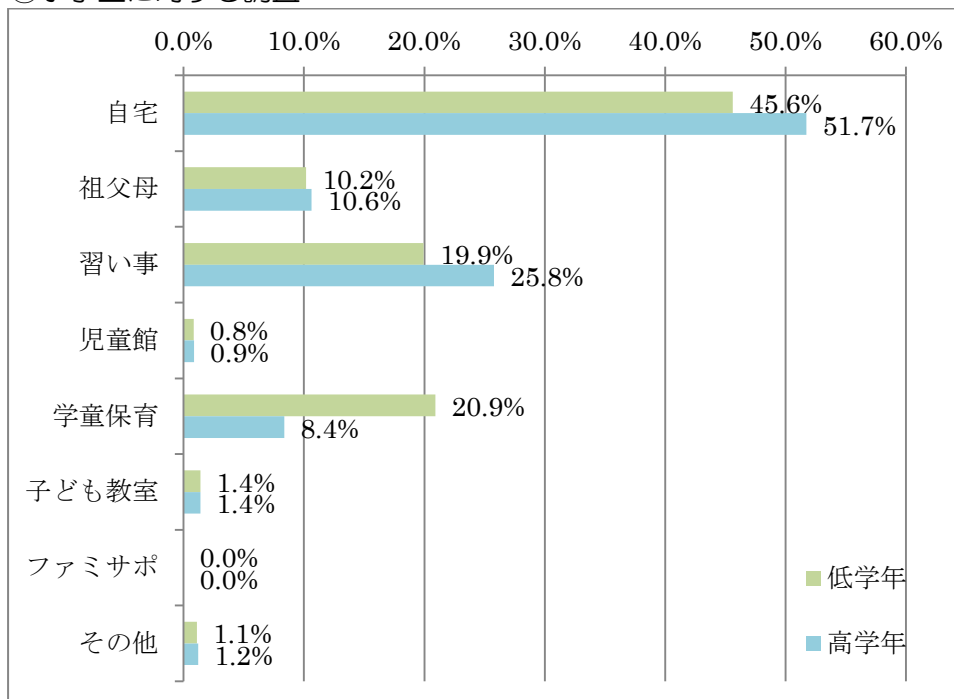
小学校の平日の放課後の時間にどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年時（1～3年生）と高学年時（4～6年生）に分けて利用希望を調査しました。

就学前児童に対する調査結果の方が、小学生に対する調査よりも学童を希望する割合が高くなっています。また、どちらも高学年の利用希望は、低学年の4割位となっています。

①就学前児童に対する調査



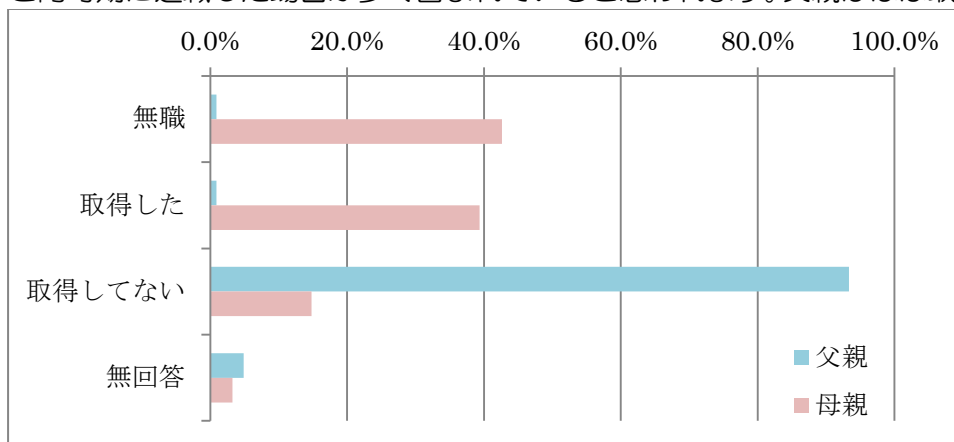
②小学生に対する調査



(8) 育児休業の取得状況

①取得状況

母親は、育児休業を取得したと無職を合わせて8割以上ですが、母親の無職には、出産と同時期に退職した場合が多く含まれていると思われます。父親はほぼ取得していません。



②取得していない理由

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が多くなっています。

父親は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多くなっています。

単位：%

理由	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	その他	収入減となり、経済的に苦しくなる	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	仕事が忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰しなかった	保育園などに預けることができた	仕事に戻るのが難しそうだった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できず、退職した	育児休業を取得できることを知らなかった	配偶者が育児休業制度を利用した	昇給・昇格などが遅れそうだった
母親	36.6	26.8	20.7	12.2	11.3	10.8	10.3	9.4	9.4	8.9	7.0	2.8	2.3	0.5	0.0
父親	1.0	13.6	5.7	28.5	25.5	0.5	40.4	31.2	0.1	2.5	3.3	0.0	2.6	31.5	3.3

第3章 計画の基本的な考え方

南魚沼市では、平成22年3月に「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」を行動計画のテーマに「南魚沼市次世代育成支援行動計画（後記計画）を策定し、実行してきました。

子ども・子育て支援計画においても、この行動計画の基本理念を引き継ぎ、地域全体で子どもを育む社会を作っていくために、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育てを支援する地域社会づくりを目指し、子ども・子育て支援の推進に取り組みます。

1. 基本理念

“すべての子どもと家庭への支援”を基本理念とし、基本理念に基づくテーマを掲げ、次代の親になる子どもたちへの子育てを取り巻く支援のみならず、結婚・出産・子育てまで、安全で安心して生活できる環境と、地域社会全体で子育て支援を支えあうネットワークをつくりま

— 計画のテーマ —

生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり

2. 計画の方向性

本市における計画の方向性を、次のように定めます。

- 次代に親となる子どもたちに、親のこころ、親になることの心構えなど「親心」を育む教育支援や働きかけを支援します。
- 子どもの幸せを第一に考え、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育て支援を推進します。
- 学校・家庭・地域が一体となり、子育てを社会全体で支えるネットワークをつくりま
- 安心して子育て支援サービスが利用できるよう、サービス全般の質の向上を図りま
- 結婚・出産・子育てまで連続性のある支援環境をつくりま

3. 子ども・子育て支援の意義

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

①子ども・子育て支援法の目的

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

この目的を達成するためには、

- ・ 子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

- ・子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

②子ども・子育て支援法の対象

- ・法は、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況その他の事業により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とする。
- ・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

③社会全体で取り組むべき最重要課題

- ・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。
- ・親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

子育て支援の取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子育ての負担や不安、孤立感の高まりや少子化による子どもの育ちをめぐる環境が変化してきているが、子どもが安心して育まれるとともに、子供同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。

(3) 子どもの育ちに関する理念

乳幼児期は人格形成の基礎が培われる重要な時期、小学校就学後は調和のとれた発達を図る重要な時期であるが、乳幼児期の重要性や特性をふまえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

一人一人が、かけがえの無い個性である存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

(4) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要がある。必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務であり、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

(5) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

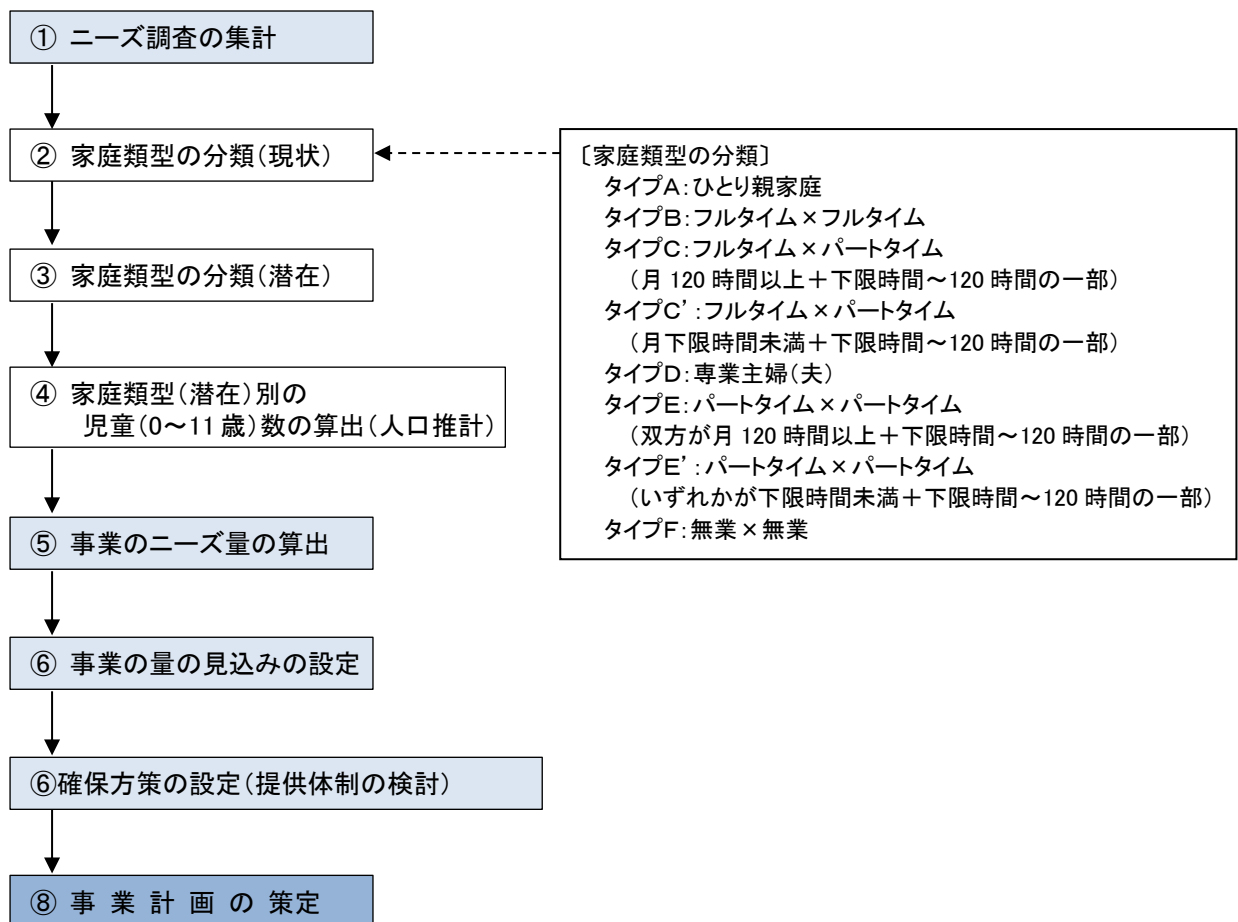
第4章 子ども・子育て支援事業の実施

1. ニーズ調査の実施から事業計画の策定の流れ

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、ニーズ調査の結果を活用し、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に、ニーズ量を算出します。

この「ニーズ量」は、国の『利用希望把握調査集計方法等の「作業の手引き」』の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

国の方法はニーズ調査結果から全国一律に算出するものであることから、「ニーズ量」を参考にしながら、本市の実態に応じて実際の「量の見込み」を検討し、これを目標事業量として「量の見込み」に対する提供体制の計画として「確保方策」を設定しました。



2. 教育・保育の提供区域の設定について

(1) 「教育・保育の提供区域」とは

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域の事情を総合に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

また区域ごとに事業の「量の見込み」と「確保方策」を示すこととなります。

(2) 南魚沼市の教育・保育の提供区域の設定

本市では、区域の範囲について、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、

全ての事業の区域を、市全体を1区域として設定します。

3. 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」について

(1) 教育・保育給付を受けるための認定

- ・教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号）を受けることが必要となります。【表1】
- ・2、3号の認定には、保育を必要とする事由が必要です。
- ・2、3号認定については、さらに「保育必要量」として「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられます。
- ・認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なります。【表2】

認定区分【表1】

	保育を必要としない		保育を必要とする	
3歳以上児	1号認定	教育標準時間	2号認定	保育標準時間(120時間/月以上 就労) 保育短時間(64~120時間/月 就労)
3歳未満児			3号認定	保育標準時間(120時間/月以上 就労) 保育短時間(64~120時間/月 就労)

認定区分による施設・事業の利用区分【表2】

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	幼稚園	○	※	—
	認定こども園	○	○	○
	保育所	※	○	○
地域型	事業所内保育	※	※	○
	小規模保育	※	※	○
	家庭的保育	※	※	○
	居宅訪問型保育	※	※	○

※：特例による利用可

(2) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」

国の手引きに基づき、教育・保育量のニーズ量を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、市内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及びそれに対する確保方策は次の通りとなります。

平成27年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
①量の見込み(補正後)		68	60	1,439	630	172	2,241
②確保方策	保育園			1,115	595	150	1,860
	認定こども園		130	248	107	20	375
	確保の合計		130	1,363	702	170	2,235
②-① 過不足			2	▲ 76	72	▲ 2	▲ 6
確保の内容	浦佐認定こども園(定員 20 増)、野の百合保育園(定員 10 増)、わかば保育園の新園開園 7 月(定員 30 増)、塩沢保育園(定員 10 減)、中保育園(定員 25 減)						

平成28年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
①量の見込み(補正後)		68	60	1,432	621	166	2,219
②確保方策	保育園			1,143	625	162	1,930
	認定こども園		135	243	107	20	370
	確保の合計		135	1,386	732	182	2,300
②-① 過不足			7	▲ 46	111	16	81
確保の内容	浦佐認定こども園(定員: 1号 5 増 2号 5 減)、野の百合保育園新園開園(定員 10 増)、わかば保育園(定員 15 増)、たんぼぼ保育園開園(定員 60)、八幡保育園(定員 15 減)						

平成29年度

	1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計	
	3～5歳			1～2歳	0歳		
	教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり		
①量の見込み(補正後)	64	57	1,360	619	163	2,142	
②確保方策	保育園			1,158	625	162	1,945
	認定こども園		140	238	107	20	365
	確保の合計		140	1,396	732	182	2,310
②-① 過不足		19	36	113	19	168	
確保の内容	浦佐認定こども園(定員:1号5増2号5減)、わかば保育園(定員15増)						

平成30年度

	1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計	
	3～5歳			1～2歳	0歳		
	教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり		
①量の見込み(補正後)	62	55	1,310	600	159	2,069	
②確保方策	保育園			1,173	625	162	1,960
	認定こども園		140	238	107	20	365
	確保の合計		140	1,411	732	182	2,325
②-① 過不足		23	101	132	23	256	
確保の内容	わかば保育園(定員15増)						

平成31年度

	1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計	
	3～5歳			1～2歳	0歳		
	教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり		
①量の見込み(補正後)	61	54	1,281	587	154	2,022	
②確保方策	保育園			1,173	625	162	1,960
	認定こども園		140	238	107	20	365
	確保の合計		140	1,411	732	182	2,325
②-① 過不足		25	130	145	28	303	
確保の内容	前年度と同様						

4. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」について

国の手引きに基づき、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出した後に、必要な箇所
に補正を行った結果、事業の量の見込み及びそれに対する確保方策は次の通りとなります。

(1) 放課後児童健全育成(学童保育) 事業

(利用定員)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	743 人	725 人	731 人	735 人	727 人
②確保方策	777 人	803 人	803 人	803 人	803 人
	19 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
②-① 過不足	34 人	78 人	72 人	68 人	76 人
確保の内容	H27 年度 大空クラブ：80 人規模の施設を新築し、浦佐認定こども園から移転 4～10 月は、2 つの支援の単位により定員 70 人で仮設運営 六日町クラブ：教室 1 室を追加し、2 つの支援の単位で運営 野の百合保育園に、運営を新規に委託				
	H28 年度 大空クラブ：施設新設により、各定員 40 人の 2 つの支援の単位で運営 大崎クラブ：施設増築により、定員を 16 人増 北辰クラブ：40 人規模の施設増築により、2 つの支援の単位で運営 たんぼぼ保育園の新設に合わせ、現保育施設を学童クラブに変更				

(2) 時間外保育(延長保育) 事業

(日利用児童数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	570 人	564 人	548 人	531 人	514 人
②確保方策	570 人	564 人	548 人	531 人	514 人
	17 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、基本的に現状で充足していると考えられる。 ・H27 年度以降に開設する認定こども園、保育所においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給する。 ・H28 年度 たんぼぼ保育園の 1 か所追加 				

(3) 子育て短期支援(ショートステイ) 事業

(年間利用児童数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	・ニーズ量が極端に少ないため当面の間、事業は実施しない。				

(4) 地域子育て支援拠点事業

(年間利用児童数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10,864 人	10,641 人	10,529 人	10,234 人	9,979 人
②確保方策	10,864 人	10,641 人	10,529 人	10,234 人	9,979 人
	6 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、基本的に現状で充足していると考えられる。 ・H27 年度以降に開設する認定こども園、保育所においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給する。 ・H28 年度 野の百合保育園、たんぼぼ保育園の 2 か所追加 				

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園等における一時預かり（預かり事業）

（年間利用児童数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,599 人	1,593 人	1,512 人	1,456 人	1,424 人
②確保方策	1,599 人	1,593 人	1,512 人	1,456 人	1,424 人
	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、基本的に現状で充足していると考えられる。 ・預かりニーズにはこれまでどおり対応可能と考えられ、27 年度から量の見込みに対応した事業量を供給する。 				

② 保育園等の一時預かり

（年間利用児童数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,066 人	3,026 人	2,925 人	2,822 人	2,753 人
②確保方策	3,066 人	3,026 人	2,925 人	2,822 人	2,753 人
	10 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、基本的に現状で充足していると考えられる。 ・H27 年度以降に開設する認定こども園、保育所においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給する。 				

(6) 病児・病後児保育事業

（年間利用児童数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	483 人	477 人	462 人	447 人	437 人
②確保方策	483 人	477 人	462 人	447 人	437 人
	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・H27 年 11 月に開院する市民病院で事業を実施する予定。 				

(7) ファミリーサポートセンター事業

（年間利用児童数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	142 人	142 人	142 人	142 人	137 人
②確保方策	142 人	142 人	142 人	142 人	137 人
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供給は、基本的に現状で充足していると考えられる。 				

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について

子ども・子育て支援新制度の理念は、「全てのこどもの最善の利益を実現し、質の高い教育・保育の提供を行う」ことであり、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならぬとされています。

新制度のねらいの1つである認定こども園の普及を推進するため、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びそのニーズ変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、既存の私立保育園が認定こども園への移行を希望する場合には、設置者の意向を尊重し、適切に普及・促進を図ります。

また、公立の施設については、地域の状況・施設整備の状況を十分考慮し、公立施設の適正配置を図っていきます。

第5章 「放課後子ども総合プラン」に基づく計画

平成26年6月に閣議決定され、7月に策定された「放課後子ども総合プラン」では、いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な活動などを行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の推進が求められています。

本市の放課後児童クラブは、特認校を除く全学校区に整備され、小学校生徒数が年々減少している中、入所児童数は年々増加しています。

放課後子供教室は、特認校の栢窪小学校だけでの実施となっています。

今後、市の関係部局と学校、関係者で連携を深め、希望調査などを行い、平成31年度までに放課後児童クラブの概ね半数が、一体型を中心としたプログラムに参加できるよう、放課後子供教室の推進を図ります。

1. 放課後児童クラブ（学童クラブ）

就労等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生に対し、遊びを主とした活動を通じて児童の放課後の健全育成を図り、保護者の就労を支援するサービスを行います。

（1）現在の実施状況

本市の放課後児童クラブは、年間を通して利用する通年利用と、夏休みなどの長期休校期間だけ利用する長期休校期間利用の2つの利用区分があります。

現状では全て民間法人への委託となっており、NPO法人すまいるネット南魚沼が13クラブ、医療法人社団萌気会が1クラブ、社会福祉法人若葉会が2クラブの運営を行っています。

（2）今後の課題と方向性

平成26年4月に厚生労働省令で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が定められ、本市でもこれに基づく条例を策定しますが、児童1人当たりの専用区画面積が不足したり、集団の規模が大きく基準を超えているクラブがいくつかあります。

このため、平成27年度に、大空クラブで2つの支援の単位による定員80人規模の施設新築工事を、北辰クラブで定員40人規模の施設増築工事を、大崎クラブで定員を16人程度増やす現有施設の増築工事などを予定しています。

また、平成27年度から野の百合保育園に新たに運営を委託し、平成28年度にたんぼぼハウスが移転し認可保育園となることから、その運営法人にたんぼぼハウスを放課後児童クラブに転用してもらい、運営を委託する予定です。

（3）量の見込みと確保方策【再掲】

（利用定員）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	743人	725人	731人	735人	727人
②確保方策	777人	803人	803人	803人	803人
	19か所	20か所	20か所	20か所	20か所
②-① 過不足	34人	78人	72人	68人	76人
確保の内容	H27年度 大空クラブ：80人規模の施設を新築し、浦佐認定こども園から移転 4～10月は、2つの支援の単位により定員70人で仮設運営 六日町クラブ：教室1室を追加し、2つの支援の単位で運営 野の百合保育園に、運営を新規に委託				
	H28年度 大空クラブ：施設新設により、各定員40人の2つの支援の単位で運営 大崎クラブ：施設増築により、定員を16人増 北辰クラブ：40人規模の施設増築により、2つの支援の単位で運営 たんぼぼ保育園の新設に合わせ、現保育施設を学童クラブに変更				

2. 放課後子供教室

放課後や週末などにおける子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保するとともに、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供し、これらの取り組みを実施することにより、子どもたちが地域との交流を深め、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを目的としています。

放課後子ども総合プランでは、放課後子供教室開催時に放課後児童クラブの児童が共通プログラムに参加できるもののうち、放課後児童クラブと放課後子供教室が、同一小学校の敷地内または隣接している活動場所にある場合を「一体型」、少なくとも一方が小学校敷地内等以外にある場合を「連携型」と定義し、国は一体型の実施を強く推進しています。

（1）現在の実施状況

本市の放課後子供教室は、現在、特認校の栢窪小学校だけですが、平成25年度まではその他の5校でも学校周辺の集落センターなどを利用して、月に2回程度実施していました。

（2）今後の課題と方向性

放課後子供教室の開催場所として学校の教室等を利用する協議を進め、ボランティアなどスタッフの確保と育成が大きな課題となります。

放課後児童クラブは、平成28年度当初で18クラブ（支援の単位は20）となり、整備は概ね終了する見込みで、この内、一体型での実施が可能なクラブが12クラブ、連携型での実施が可能なクラブが6クラブであり、平成31年度までに、半数以上のクラブで放課後子ども総合プランを実施できるよう調整を図ります。

第6章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進に関する事項

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

健やかに生み育てる環境づくり<<妊娠・出産期から切れ目のない支援>>

1. 母子保健サービスの充実

妊娠・出産期、乳幼児期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健診事業、訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など継続した関わりを通じて切れ目のない事業の充実を図ります。

事業名	事業の内容	目標	
母子手帳の交付	妊娠届出時に交付し、妊娠・出産期から乳幼児期まで継続した健康管理を行い、早期から支援の必要な妊婦の把握を行う。11週以内の届出推進のためウェブサイトや市報で啓発する。	11週以内の届出 95%以上 (H25年度 91.5%)	保健課
妊婦健康診査 【地域子ども ・子育て支援事業】	妊娠中における母子の健康管理と安心して出産を迎えるために14回分の妊婦健診受診票を発行し、妊婦の経済的な負担を軽減することにより適正な時期の健診受診を勧める。また、健診医療機関と連携を図りハイリスク妊婦の支援に繋げる。	事業の継続	保健課
両親学級の推進 (マタニティサロン)	妊娠中期の夫婦を対象に、妊娠中の生活についての講話、夫の妊婦体験、参加者同士の交流を通じて、これからの家族、子育てについて考える機会の提供を行う。年6回、隔月土曜日に実施する。	初産婦 35%以上の参加 (H25年度 32.2%)	保健課
妊産婦・新生児訪問指導	市の開業助産師に委託し、妊産婦の体調確認、新生児の発育発達確認を行う。また、妊娠期や産後の育児不安を早期に把握し対応する。必要に応じて保健師も同行する。	全数訪問	保健課
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども ・子育て支援事業】	保健師が2～3か月児のいる家庭を訪問し、養育者の育児不安が軽減されるよう育児相談や情報提供を行い、併せて児の発育発達を確認する。	全数訪問	保健課
乳幼児健診	育児不安の軽減、疾病の早期発見、健康保持増進のため、4か月・1歳半・3歳(尿検査、視聴覚検査)は集団健診で、10か月は医療機関委託として実施する。5歳児は保護者・保育園からの問診票の確認を行い就学への移行支援に繋げる。	受診率 95%以上(委託含む平均受診率) (H25年度 94%)	保健課
幼児歯科健診	1歳、1歳半、2歳、2歳半、3歳の歯科健診及び個別の萌出状況に合わせた歯科保健指導を実施する。希望者にはフッ化物塗布を実施する。	3歳児一人平均う歯数 0.50本以下の維持	保健課

育児学級	2～3 か月の乳児の養育者を対象に、小児科医師の講話や、保育士による手遊びの紹介により、育児不安を軽減し、仲間づくりをはかる。	第1子保育者参加率40%以上 (H25年度38.7%)	保健課
養育支援訪問事業 【地域子ども ・子育て支援事業】	養育者の健康状態、経済面等により適切な育児が困難と思われる家庭や、未熟児等により育児負担や、ストレスが多いと思われる児のいる家庭へ訪問支援を行い、児の安全と健康な成長を支援する。	対象者に100%関わる	保健課 子育て支援課

2. 子育て支援機会の充実

安心して出産、育児ができるよう専門職を活用した相談支援体制の整備を進めるとともに家庭や地域全体で支える環境づくりを行います。また、外国人、多胎児、心身障がい児等への療育環境づくり、子どもへの虐待の早期発見や対応、発生防止などに努めるための支援体制を充実します。

事業名	事業の内容	目標	
専門的な療育環境づくり	乳幼児健診や相談事業から発達に支援が必要な児・養育者に対して、児の発達を促し、育児不安の軽減をはかるために遊びの教室、UD支援事業、くれよんクラブを実施し、保健所の療育相談事業を活用する。	事業の継続	子育て支援課 保健課 教育委員会
育てる力の強化	子育ての知識習得の場として両親学級、育児学級、もぐもぐ教室、ほのぼの広場の支援講座・子育て支援学習会等を実施する。市報を通じて育児情報の発信を行う。	年間6回市報に掲載する。	保健課 子育て支援課
地域関係者の活用	市の育児環境の現状と育児情報に関するリーフレット「ハッピー子育て(仮称)」を活用し、地域・家庭・関係機関と情報を共有し、より良い育児環境づくりに努めます。	市の現状の周知と理解	保健課

3. 安心して妊娠・出産ができるための支援

安心して心健やかに子どもを産み育てることができるよう不安の軽減と疾病予防や健康管理の正しい知識を提供します。また、不妊や不育症に悩む夫婦の負担を軽減するための支援を行います。

事業名	事業の内容	目標	
妊婦への支援	母子手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、必要に応じ電話、面談等により早期支援を行う。また、両親学級(マタニティサロン)への参加をすすめ、喫煙、飲酒が妊娠・出産に及ぼす影響について正しい知識の啓発を図る。	・支援対象者全員に関わる。 ・妊婦の喫煙率の減少 (H25年度妊婦喫煙率4%)	保健課

不妊治療及び 不育症医療費助成	不妊治療が必要な夫婦に、精神的、経済的に支援をするための医療費助成を行う。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症治療についても、平成 27 年度から助成開始する。 助成制度についてホームページや市報で周知を図る。	助成制度の周知と事業の継続	保健課
--------------------	---	---------------	-----

4. 母子医療体制の充実

疾病の早期発見と早期治療を促進するため、安心して医療が受けられるよう医師会、近隣市町村、関係機関と連携を図り体制の充実に努めます。

事業名	事業の内容	目標	
子ども医療費助成	子ども医療費の一部助成により、疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを生み育てる環境づくりによる母子保健の向上を図ります。	・県の医療費助成制度に市独自の助成制度をプラスして、拡充を図ります。 ・中学校卒業まで入院、通院医療費の一部助成します。	子育て支援課
妊産婦医療費助成	妊産婦医療費の一部助成により、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健やかな妊娠出産を図ります。	継続して事業を実施します。	子育て支援課

5. 疾病予防

乳幼児期は疾病にり患しやすい時期のため感染症予防の取り組みとして、予防接種の啓発や実施、及び流行しやすい疾病の正確な知識情報を提供します。また、保育園・幼稚園等及び小中学校において歯科保健教育を実施します。

事業名	事業の内容	目標	
乳幼児の予防接種	定期予防接種の接種券を適した時期に送付し、健診や市報等で接種の必要性を周知するとともに、未接種者への接種勧奨も行う。また、感染症の流行情報を健診時や市報等で周知する。	指標：麻しん風しん混合(2期)接種率 98%以上の維持 (H25 年度 98.2%)	保健課
う歯・歯周疾患予防	園では親子むし歯予防教室、はみがき教室等を実施し、小学校ではむし歯予防教室、中学校では歯肉炎予防教室を実施する。 希望者にはフッ化物洗口を実施する。	12 歳児一人平均う歯数 0.20 本以下 (H25 年度 0.25 本)	保健課 子育て支援課 教育委員会

6. 新しい世代の育成

次代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長の支援や思春期の子どもに対する健康づくり活動をすすめます。

事業名	事業の内容	目標	
将来親となる世代の健康づくり	学校保健委員会への参加等を通じ、保護者・学校関係者等と連携・協議して健康課題を共有し、早期に取り組める成人期の疾病予防、飲酒・喫煙の習慣・薬物依存の予防について推進する。	・たばこ講演会の継続 ・講演会アンケートで「喫煙してはいけない」と答える割合 98%	教育委員会 保健課
思春期の健康づくり	性の健康づくり:若年妊娠や人工妊娠中絶等、現状や課題を関係機関と共有し、性の健康づくりの推進を行う。 心の健康づくり:この時期特有の心の問題に関係機関と連携し、予防・支援に努める。	若年妊娠・人工妊娠中絶の減少	教育委員会 保健課
食育の推進 離乳食教室 (もぐもぐ教室)	望ましい食習慣定着のため、乳幼児健診や離乳食教室、マタニティサロン、保育園等で食に関する学習の機会を設け栄養相談を行う。また、ライフステージに応じ必要な栄養指導を実施する。	もぐもぐ教室参加率 60%以上維持 (H25年度 60.3%)	保健課 子育て支援課

7. 児童虐待防止対策の充実

要支援児童へのきめ細かな取り組みを推進します。

事業名	事業の内容	目標	
地域の予防力の向上	社協、民生・児童委員活動を通じて、地域住民への啓発と地域全体で子育てを支援する意識の醸成。	・主任児童委員の研修を充実させ、主任児童委員連絡会の組織を通じて虐待予防の啓発に努めます。 ・核家族化の進展が見込まれることから、子育ての孤立防止として、身近な地域での仲間づくりの機会を提供します。	子育て支援課
相談体制の充実	市窓口担当、保健師、保育園及び幼稚園職員、学校教職員等個別ケースと接する機会が多い職種を対象とした、早期発見・早期対応の研修実施。	児童福祉司等有資格職員による相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

児童虐待防止ネットワークの構築	児童の福祉に密接に関わる関係者及び保健所や警察署等を含めた連絡・連携のネットワークの構築。	実務者レベルでケース検討会議を定期的に行い、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
-----------------	---	--------------------------------------	--------

8. 障がい児施策の充実

発達に不安のある乳幼児の早期発見を図るとともに乳幼児期から中学校まで途切れのない一貫した支援に取り組みます。

事業名	事業の内容	目標	
乳幼児健診	発達ポイントに合わせた時期に実施。1歳半児健診には臨床心理士を、3歳児健診には保育士を配置し、精神遅滞、自閉症スペクトラム障がい等を早期発見し対応する。また、5歳児には就学に向けて問診票による発達相談事業を実施し、関係機関が連携し必要な支援を行う。	事業の継続	保健課
各種相談事業の活用	支援が必要と思われる児及び養育者に対して、保健所療育相談事業、市教育委員会の就学相談等の事業を対象児に合わせて適切な時期に紹介し、結果をもとに支援を継続する。	支援対象者全員に関わる	保健課 子育て支援課 教育委員会
発達支援事業（遊びの教室）	発達に支援が必要な児及び養育者に対し様々な専門職種が遊びを通じて発達を促す方法を伝え、養育者が前向きに育児に取り組めるよう支援し、円滑に園生活等につながるよう不安を軽減する。	入園先へ引継ぎ訪問実施率 アンケートによる養育者の不安の軽減度	子育て支援課 保健課 教育委員会
保護者の支援（くれよんクラブ）	障がいや生活の中で困り感をもつ児の保護者・養育者が話し合い、情報交換を行う。また必要に応じて学習会を実施する。	事業の継続 他活動の対象者のすみわけと交流を図る	保健課